

経営に課題のある法人の設置する専門学校の取扱い

◆「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚会合)の記載

(経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い)

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知)における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ①法人の貸借対照表の「運用資産(注1)－外部負債(注2)」が直近の決算でマイナス
- ②法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額(注3)」が直近3カ年の決算で連続マイナス
- ③直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

(注1) 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定期間資産及び有価証券、流動資産のうち現金預金及び有価証券の合計

(注2) 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第35条第七号様式における、固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計

(注3) 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第23条第五号様式における、(教育活動収入計＋教育活動外収入計)－(教育活動支出計＋教育活動外支出計)

※上記枠内の①・②及び(注1)～(注3)については、文部科学省「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知)より抜粋。

◆専門学校に適用する際の指標について

- 2019年度から実施する機関要件の確認において、私立専門学校についても、経営基盤・収容定員の充足率に関する基準を適用することとし、その指標については以下のとおり取り扱う。

➤ 上記の①・②(財務状況)については、学校法人が設置者となる場合は大学と同一のものとし、学校法人以外の設置者の場合は、学校法人に準じる取扱いとする。(※別添参照)

➤ ③(収容定員充足率)の「8割未満」の基準については、専門学校の実態も踏まえ、経過措置を設ける。具体的には、以下の年度ごとの基準は、それぞれ以下の割合未満とする。

(専門学校の収容定員充足率に関する経過措置について)

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
基準値	6割	6割	6割	6割	7割	8割

【適用例】

- ・2019年度の確認手続においては、2017～2019年度の収容定員充足率が6割未満かどうかを確認する。
- ・2021年度においては、2019～2020年度が6割未満、2021年度が7割未満かどうかを確認する。

貸借対照表

年 月 日

別添1
 (「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知))

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

運用資産

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

外部負債

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部	教育活動収入	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		(何)			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		(何)			
		寄付金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
		(何)			
		雑収入			
施設設備利用料					
廃品売却収入					
(何)					
		教育活動収入計			
事業活動支出の部	教育活動支出	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			
		役員報酬			
		退職給与引当金繰入額			
		退職金			
		(何)			
		教育研究経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		奨学費			
		減価償却額			
		(何)			
		管理経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		減価償却額			
		(何)			
		徴収不能額等			
		徴収不能引当金繰入額			
		徴収不能額			
				教育活動支出計	
		教育活動収支差額			

経常収入

経常支出

		科目	予算	決算	差異		
教育活動収入の部	事業活動収入	受取利息・配当金					
		第3号基本金引当特定資産運用収入					
		その他の受取利息・配当金					
		その他の教育活動外収入					
		収益事業収入 (何)					
		教育活動外収入計					
	教育活動外支出の部	事業活動支出	借入金等利息				
		借入金利息					
		学校債利息					
		その他の教育活動外支出 (何)					
		教育活動外支出計					
		教育活動外収支差額					
		経常収支差額					
特別収支	事業活動収入の部	科目	予算	決算	差異		
			資産売却差額 (何)				
			その他の特別収入				
			施設設備寄付金				
			現物寄付				
			施設設備補助金				
			過年度修正額 (何)				
			特別収入計				
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異		
			資産処分差額 (何)				
			その他の特別支出				
			災害損失				
			過年度修正額 (何)				
			特別支出計				
				特別収支差額			
		〔予備費〕		()			
	基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計		△	△				
当年度収支差額							
前年度繰越収支差額							
基本金取崩額							
翌年度繰越収支差額							
(参考)							
事業活動収入計							
事業活動支出計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

(参考資料) 学校法人以外の取扱いについて

設置者が学校法人以外の法人又は個人である場合の「経常収支差額」、「運用資産」及び「外部負債」の定義については、それぞれ以下とすること。

○「経常収支差額」について

	経常収支差額
公益一般 社団・財団 法人	正味財産増減計算書における「当期経常増減額」 ＝当期経常増減額：資産の売却など臨時的な要素となる経常外増減を除いた増減。 「公益法人会計基準」の運用指針に示す様式における、経常収益－経常費用±評価損益等計
医療法人	損益計算書における「経常利益」 ＝資産の売却など臨時的な要素となる特別損益を除いた利益。医療法人会計基準第17条様式第2号における、事業損益+事業外収益－事業外費用
社会福祉法人	法人単位事業活動計算書における「経常増減差額」 ＝資産の売却など臨時的な要素となる特別増減を除いた増減。社会福祉法人会計基準第23条第4項第2号第1様式における、(サービス活動収益計+サービス活動外収益計)－(サービス活動費用計+サービス活動外費用計)
その他法人	損益計算書における「経常利益」 ＝資産の売却など臨時的な要素となる特別損益を除いた損益。中小企業の会計に関する指針・損益計算書の例示における、営業利益+営業外収益－営業外費用
個人事業主	損益計算書における「青色申告特別控除前の所得金額 ^{④③} 」 ＝青色申告特別控除前の所得金額 ^{④③} ：所得税青色申告決算書・損益計算書における、 差引金額(⑦－⑳)＋繰戻額等計 ^㉟ －繰入額等計 [㉠]

○「運用資産－外部負債」について

	運用資産	外部負債
公益一般 社団・財団 法人	「公益法人会計基準」の運用指針に示す様式における、流動資産のうち現金預金及び有価証券等、固定資産のうち投資有価証券及び特定資産(※現金預金、有価証券及び投資有価証券に限る)等の合計	「公益法人会計基準」の運用指針に示す様式における、流動負債のうち支払手形、未払金、短期借入金及び1年以内返済予定長期借入金等、固定負債のうち長期借入金等の合計
医療法人	医療法人会計基準第7条様式第1号における、流動資産のうち現金及び預金並びに有価証券等、固定資産のうち有価証券等の合計	医療法人会計基準第7条様式第1号における、流動負債のうち支払手形、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び買掛金等、固定負債のうち医療機関債及び長期借入金等の合計

社会福祉法人	社会福祉法人会計基準第 27 条第 4 項第 3 号第 1 様式における、流動資産のうちの現金預金及び有価証券等、固定資産のうちの定期預金、投資有価証券、退職給付引当資産、長期預り金積立資産及び（何）積立資産等の合計	社会福祉法人会計基準第 27 条第 4 項第 3 号第 1 様式における、流動負債のうちの短期運営資金借入金、事業未払金、その他の未払金、支払手形、役員等短期借入金、1 年以内返済予定設備資金借入金、1 年以内返済予定長期運営資金借入金、1 年以内返済予定リース債務、1 年以内返済予定役員等長期借入金、1 年以内支払予定長期未払金及び未払費用等、固定負債のうちの設備資金借入金、長期運営資金借入金、リース債務、役員等長期借入金及び長期未払金等の合計
その他法人	中小企業の会計に関する指針・貸借対照表の例示における、流動資産のうちの現金及び預金並びに有価証券等、固定資産のうちの投資有価証券等の合計	中小企業の会計に関する指針・貸借対照表の例示における、流動負債のうちの支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、リース債務及び未払法人税等々、固定負債のうちの社債、長期借入金及びリース債務等の合計
個人事業主	所得税青色申告決算書・貸借対照表における、資産のうちの現金、当座預金、その他の預金及び有価証券等の合計	外部から返済を求められる負債。所得税青色申告決算書・貸借対照表における、負債のうちの支払手形、買掛金、借入金及び未払金等の合計

※各設置者において独自に設けた勘定科目や、法人類型ごとの会計基準等において「その他の流動資産」や「その他の流動負債」等に含まれる勘定科目であって「運用資産」や「外部負債」に相当するものを含める場合は、当該勘定科目の名称、内容及び金額について、「機関要件の確認事務に関する指針（2019 年度版）（案）」9 ページの「(Ⅱの補足資料)」に記載した上で、Ⅱの表の「運用資産 (C)」又は「外部負債 (D)」の欄に記載する金額に当該科目の金額も含めることができる。